■受取人が社員証等、法人に雇用されていることを示すものを持参できる場合

受け取りに行く者（持参人）は法人からの委任を受ける必要はないため、裏面（委任状）への記載は必要ありません。
送付された「県公金送金通知書」の表面へ予め記載例のとおり記入した上で、持参人が法人に雇用されていることが確認できるもの（注1）及び持参人の本人確認書類（注2）をご持参の上、支払場所に記載された金融機関の窓口で還付金をお受け取りください。
なお、住所（所在地）、名称（商号）、組織が変更となった場合は、その履歴（変更前後）が確認できる書類（注3）が必要となります。

（注1） 持参人が法人に雇用されていることを示す社員証
（注2） マイナンバーカードや運転免許証など
（注3） 登記事項証明書など
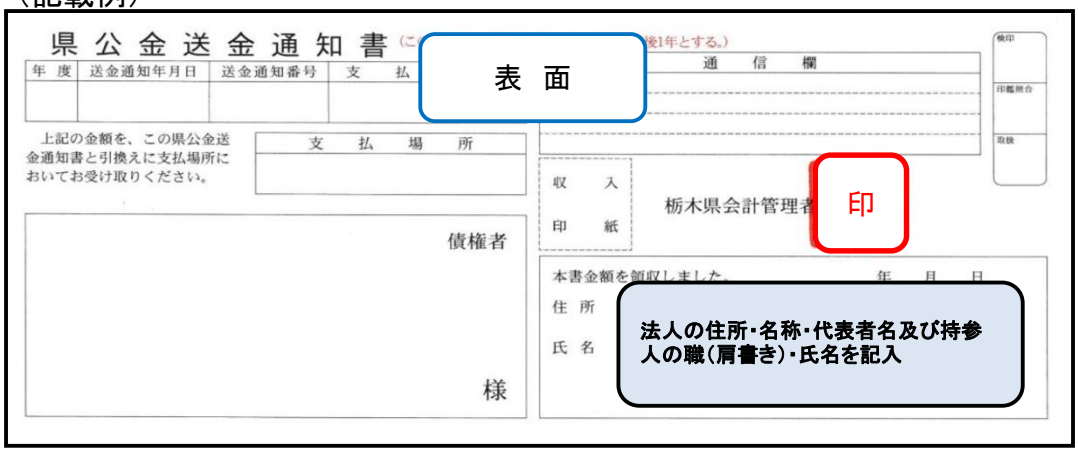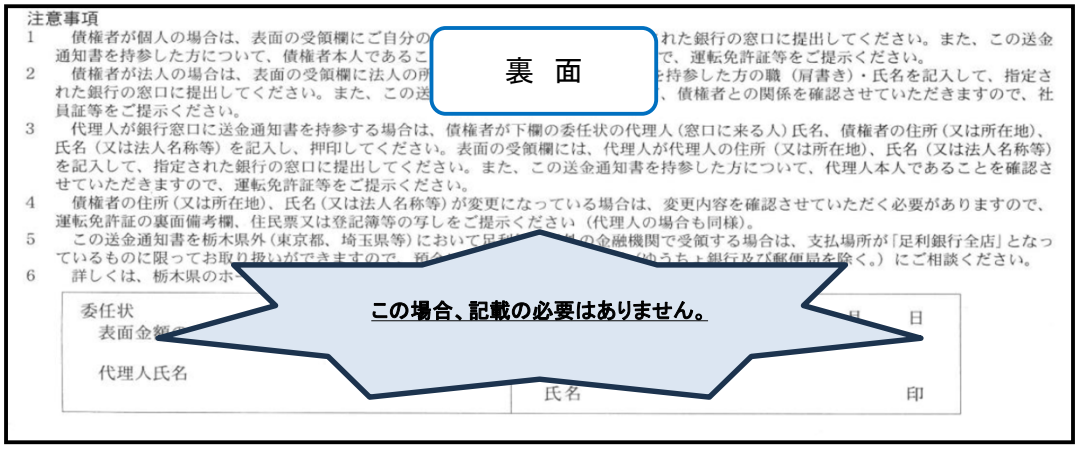
（記載例）